

○ 学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準

(平成十九年文部科学省告示第四十一号)

[改正沿革] 平成十九年文部科学省告示第六十八号、二十一年三十号、二十一年八十一号、二十二年三十九号、二十三年二十七号、二十四年二十七号、二十五年十九号、二十六年十八号

第一 学校法人の寄附行為を認可する場合

大学、短期大学又は高等専門学校（以下「大学等」という。）を設置する学校法人の設立に係る寄附行為の認可については、次の基準によって審査する。

一 校地並びに施設及び設備について

(一) 大学等の校地並びに校舎等の施設及び図書、機械、器具等の設備（以下単に「施設及び設備」という。）は、教育研究上支障のないよう整備されるとともに、大学等の種類の別に応じ、それぞれ、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）、高等専門学校設置基準（昭和三十六年文部省令第二十三号）、大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）、短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）、大学通信教育設置基準（昭和五十六年文部省令第三十三号）、短期大学通信教育設置基準（昭和五十七年文部省令第三号）、専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）その他の法令（別表第二において総称して「大学設置基準等」という。）に適合していること。

(二) 校地は、申請時において申請者の自己所有（申請者名義の所有権の登記がなされていることを要する。第一の一の(六)を除き、以下同じ。）であり、かつ、負担付きでないこと。ただし、次のいずれかに該当するものについては、この限りでない。

ア 現物により負担付きの寄附を受けた校地で、当該負担が申請者の資産状況等からみて長期にわたり使用する上で支障がないと認められるもの

イ 申請者名義の借地権の設定登記がなされた借用又は開設時以降二十年以上にわたり使用できる保証（独立大学院大学（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号））第百三条に定める大学をいう。以下同じ。）の専用の校地にあつては、開設時以降十年以上にわたり使用できる保証。第一の一の(二)のウにおいて同じ。）のある借用である校地であつて、次のいずれかに該当するもの

(ア) 地方公共団体、国、独立行政法人及びこれらに準ずる者（以下「地方公共団体等」という。）の所有する土地で、申請時までには貸付けについての議会の議決等がなされているもの

(イ) 地方公共団体等以外の者の所有する土地で、申請時までには賃貸借の契約等が締結されているもの

ウ 開設時以降二十年以上にわたり使用できる保証を得ることが困難な特別な事情があり、かつ、大学等の教育研究上の目的を達成する上でやむを得ない理由があると認められる場合において、学校教育法に定める当該大学等の修業年限に相当する年数以上にわたり使用できる保証のある借用である校地であつて、第一の一の(二)のイの(ア)及び(イ)のいずれかに該当するもの

(三) 次のいずれかに該当する土地を校地とするときは、第一の一の(二)の規定の適用については、当該校地は、申請時において自己所有であるとみなすこと。

ア 所有権の移転登記をすることが困難な特別な事情があると認められる場合において、申請時までには仮登記され、かつ、開設時以降確実に登記できる見込みのある土地

イ 地方公共団体等の所有する土地で、申請時までには譲渡についての議会の議決等がなされ、寄附行為の認可があれば開設時までにはその所有権を取得できる保証のあるもの

- ウ 農地転用の許可申請が受理されている場合において、申請時までには仮登記され、かつ、開設時までには正式許可がなされる見込みのある土地
- エ 土地区画整理事業等法令の規定により、申請時までには所有権の移転登記ができない土地で、開設時以降に登記できるもの
- (四) 校舎その他必要な施設（以下第一の一の(四)、(五)及び別表第一において単に「施設」という。）は、申請者の自己所有であり、かつ、負担付きでないこと。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。
- ア 現物により負担付きの寄附を受けた施設で、当該負担が申請者の資産状況等からみて長期にわたり使用する上で支障がないと認められるもの
- イ 申請者名義の賃借権の設定登記がなされた借用又は開設時以降二十年以上にわたり使用できる保証（独立大学院大学の専用の校舎にあっては、開設時以降十年以上にわたり使用できる保証。第一の一の(四)のウにおいて同じ。）のある借用である施設であって、次のいずれかに該当するもの
- (ア) 地方公共団体等の所有する建物等で、申請時までには貸付けについての議会の議決等がなされているもの
- (イ) 地方公共団体等以外の者の所有する建物等で、申請時までには賃貸借の契約等が締結されているもの
- ウ 開設時以降二十年以上にわたり使用できる保証を得ることが困難な特別な事情があり、かつ、大学等の教育研究上の目的を達成する上でやむを得ない理由があると認められる場合において、学校教育法に定める当該大学等の修業年限に相当する年数以上にわたり使用できる保証のある借用である施設であって、第一の一の(四)のイの(ア)及び(イ)のいずれかに該当するもの
- エ 実務の経験を有する者等を対象とした授業を行う校舎及び附属施設以外の施設で、学校教育法に定める当該大学等の修業年限に相当する年数以上にわたり使用できる保証のある借用であるもの
- (五) 地方公共団体等の所有する建物等を施設とする場合において、申請時までには譲渡についての議会の議決等がなされ、寄附行為の認可があれば開設時までにはその所有権を取得できる保証があるときは、第一の一の(四)の規定の適用については、当該施設は、申請時において自己所有であるとみなすこと。
- (六) 設備は、申請者の自己所有であり、かつ、負担付きでないこと。ただし、設備を借用とすることにつき教育研究上支障がないと認められる場合は、この限りでない。
- (七) 校地は、開設時までには教育研究上支障のないよう整備されること。
- (八) 大学等（独立大学院大学を除く。）の施設及び設備を段階的に年次計画により整備するときは、次の表の上欄に掲げる各年次において、整備をした施設及び設備の全体に対する割合が、それぞれ同表の下欄に掲げる大学等の種類に応じた割合以上であり、かつ、教育研究上支障のないよう行うこと。この場合において、当該計画は、財源の調達時期、支払計画等からみて適切でなければならない。また、独立大学院大学にあっては、当該独立大学院大学の教育研究上支障のないよう行うこと。

年次	大学等の種類に応じた割合		
	大学	短期大学	高等専門学校
開設時まで	十分の四	五分の三	五分の一
第一年次中	十分の七	五分の五	五分の二
第二年次中	十分の十	—	五分の三
第三年次中	—	—	五分の四
第四年次中	—	—	五分の五

(九) 大学等（独立大学院大学を除く。）の施設及び設備（設備のうち図書等を除く。以下第一の一の（九）、第二の一の（三）のＡ及び第二の四の（七）のＡにおいて同じ。）の整備に要する経費は、大学等（独立大学院大学を除く。）の種類別に、別表第一の一から三までの各表に定める標準設置経費額以上の額を計上していることとし、図書等の整備に要する経費は、学部（短期大学及び高等専門学校にあっては学科）の種類、規模等に応じて必要な額を別途計上していること。ただし、現物による寄附がある場合にあっては、当該寄附に係る施設及び設備の価額等、施設及び設備が借用である場合にあっては、当該借用に係る施設及び設備の評価額等からみて相当と認められるときは、標準設置経費額を下回ることができる。また、独立大学院大学にあっては、当該独立大学院大学の教育研究上の必要に応じた十分な額を計上していること。

(十) 校地並びに施設及び設備の整備に要する経費（以下「設置経費」という。）の財源は、寄附金を充てるものであり、かつ、申請時において設置経費に相当する額の寄附金が収納されていること。この場合において、当該寄附金等については、次のとおり取り扱うこととする。

ア 入学を条件とする寄附金、当該施設の建築等に係る請負業者の寄附金、寄附能力のない者の寄附金、借入金により調達した寄附金その他設置経費の財源として適当と認められない寄附金は、設置経費の財源に算入しないこと。

イ 寄附金は、寄附申込書のほか、株式会社等法人にあっては役員会の決議録その他の資料により、個人にあっては寄附者の収入又は資産の状況を明らかにする納税証明書その他の資料により、当該寄附の事実を確認できる場合に限り、設置経費の財源に算入すること。

ウ 地方公共団体等の寄附金又は補助金は、申請時までには予算についての議会の議決等がなされ、当該寄附又は補助の事実を確認できる場合に限り、第一の一の（十）の適用については、申請時において収納されている寄附金とみなすことができること。

エ 学校法人の寄附金は、次に掲げる要件のすべてに該当する場合に限り、第一の一の（十）の適用については、申請時において収納されている寄附金とみなすことができること。

(ア) 当該学校法人が文部科学大臣の所轄に属する学校法人であること。

(イ) 当該学校法人の理事会において、当該寄附についての議決がなされていること。

(ウ) 申請時以降に当該寄附を行うことに合理的な理由があり、かつ、申請時に当該寄附ができない理由が明確でやむを得ないと認められるものであること。

(エ) 寄附行為の認可時までには当該寄附金が確実に収納される見込みがあると認められるものであること。

オ 設置経費の財源の保有形態は、現金預金のほか、国債等の有価証券で額面金額が保証されているものであること。この場合において、有価証券は、設置経費の支払時期が到来するまでに現金化できる場合に限り、その額面金額を上限として、設置経費の財源に算入する。

二 経営に必要な財産について

(一) 大学等（独立大学院大学を除く。）の経常経費は、別表第二に定める標準経常経費額以上の額を計上していること。ただし、人件費については、大学等（独立大学院大学を除く。）の教員組織を段階的に年次計画により整備する場合その他教職員の採用等の実情からみてやむを得ないと認められるときは、この限りでない。また、独立大学院大学にあっては、当該独立大学院大学の教育研究上の必要に応じた十分な額を計上していること。

(二) 経常経費の財源は、申請時において開設年度の経常経費に相当する額の寄附金が収納されていること。

(三) 開設年度から完成年度までの各年度の経常経費の財源は、原則として、学生納付金、寄附金、資産運用収入その他確実な計画による資金をもって充てるものとし、借入金を充てるものでないこと。この場合において、当該学生納付金については、その算出根拠となる学生数が合理的に算定されていることにより、確実に収納される見込みがあると認められるものであること。

- (四) 校地及び校舎が借用の場合には、第一の二の(二)の規定にかかわらず、原則として、申請時において、開設年度から完成年度までの経常経費に相当する額の寄附金が収納されていること。
- (五) 経常経費の財源の取扱いについては、第一の一の(十)の規定(寄附金等の取扱いに係る部分に限る。)を準用すること。この場合において、第一の一の(十)中「設置経費」とあるのは「経常経費」と、(十)のE中「第一の一の(十)」とあるのは「第一の二の(二)から(四)まで」と読み替えるものとする。

三 役員等について

- (一) 理事及び監事は、学校法人の管理運営に必要な知識又は経験を有し、その職務を十分に果たすことができると認められ、かつ、学校法人の理事及び監事としてふさわしい社会的信望を有する者であること。
- (二) 理事及び監事は、他の学校法人の理事又は監事を四以上兼ねていない者であること。
- (三) 理事長は、学校法人の業務の全般について主導的な役割等を果たすために必要な知識又は経験を有し、その職務を十分に果たすことができると認められる者であること。
- (四) 理事長は、他の学校法人の理事長を二以上兼ねていない者であること。
- (五) 役員の構成は、教授会等の意向が適切に反映されるよう配慮されていること。
- (六) 理事相互間の情報及び意見の交換の機会が十分に確保されていること。
- (七) 監事に対する情報の提供等の支援体制が十分に整えられていること。
- (八) 理事である評議員以外の評議員は、学校法人の設立後速やかに選任できるよう、その候補者が選定されていること。
- (九) 学校法人の事務局長その他の幹部職員は、その職務に専念できる者であること。
- (十) 学校法人の事務局長その他の幹部職員は、役員の配偶者又は親族等に偏っていないこと。
- (十一) 学校法人の事務を処理するため、設置する大学等の規模に応じた専任の職員を置く適切な事務組織が設けられていること。
- (十二) 学校法人の管理運営上必要な諸規程の整備その他大学等を設置する学校法人にふさわしい管理運営体制が整えられていること。

四 その他

- (一) 文部科学大臣は、第一の規定に基づく認可の審査については、申請者が、私立学校法第三十一条第一項の申請において、偽りその他不正の行為のあった者であって、当該行為が判明した日から起算して五年以内で相当と認める期間(第一の四の(二)において「特定期間」という。)を経過していないものである場合には、当該認可をしないこと。
- (二) 第一の四の(一)の規定の適用を受けた者が、特定期間を経過した後に申請をする場合は、再発の防止のために必要な措置が講じられていること。

第二 文部科学大臣の所轄に属する学校法人が大学等を設置する場合に係る寄附行為の変更を認可する場合

文部科学大臣の所轄に属する学校法人が大学等を設置する場合に係る寄附行為の変更の認可については、次の基準によって審査する。

一 校地並びに施設及び設備について

- (一) 設置経費の財源は、申請時において、当該設置経費に相当する額の寄附金、資産売却収入その他学校法人の負債とならない収入により積み立てられた資産(以下「寄附金等の資産」という。)を保有していることとし、当該財源の取扱いについては、第一の一の(十)の規定(寄附金等の取扱いに係る部分に限る。)を準用すること。
- (二) 第二の一の(一)に掲げる資産を保有している場合には、設置経費及び開設年度の経常経費(以下「設置経費等」という。)に借入金を充てることができること。この場合において、当該借入金の額は、当該設置経費等の額の二分の一を超えることができない。

(三) 校地並びに施設及び設備に係るその他の事項については、第一の一（十）を除く。）の規定を準用するほか、従来設置している学校又は専修学校若しくは各種学校（以下「既設の学校等」という。）その他の事業から転共用する施設及び設備がある場合には、次のとおり取り扱うこと。

ア 施設及び設備の整備に要する経費の額は、当該転共用に係る施設及び設備の帳簿価額等からみて相当と認められるときは、標準設置経費額を下回ることができること。

イ 当該転共用に係る施設及び設備の整備のためにした借入金が償還中である場合には、次に掲げる要件のすべてに該当していること。

(ア) 当該借入金の額と設置経費等に充てる借入金の額との合計額が設置経費等の額の二分の一を超えないこと。

(イ) 申請時において、当該借入金に相当する額の財源として、寄附金等の資産を保有していること。

(ウ) 申請者の資産状況等からみて当該借入金に対する適正な償還計画が策定され、かつ、当該施設及び設備の帳簿価額が当該借入金の額を上回っていること。

二 経営に必要な財産について

(一) 経常経費の財源は、申請時において、開設年度の経常経費に相当する額の寄附金等の資産を保有していること。

(二) 第二の二の（一）に掲げる資産を保有している場合には、設置経費等に借入金を充てることができること。この場合において、当該借入金の額については、第二の一の（二）の規定を準用する。

(三) 経営に必要な財産に係るその他の事項については、第一の二（二）を除く。）の規定を準用すること。この場合において、第一の二の（三）中「開設年度」とあるのは「開設年度（設置経費等に借入金を充てる場合にあっては、開設年度の翌年度）」と、第一の二の（四）中「第一の二の（二）」とあるのは「第二の二の（一）」と、「寄附金が収納されて」とあるのは「寄附金等の資産を保有して」と読み替えるものとする。

三 役員等について

役員等については、第一の三の規定を準用すること。

四 既設校等について

(一) 従来設置している大学等（以下「既設の大学等」という。）の学部、学科、大学院又は大学院の研究科（以下「学部等」という。）の校地並びに施設及び設備については、第一の一の（一）の規定を準用すること。

(二) 既設の大学等の学部等の在籍学生数が収容定員を著しく超過していないこと。

(三) 既設の大学等又はその学部等に、第一から第四までの規定に基づく認可を受け、開設後学校教育法に定める修業年限に相当する年数を経過していないものがある場合、当該認可に係る大学等又は学部等の設置に関する計画が確実に履行されていること。

(四) 既設の学校等のためにした借入金その他の負債は、その償還が適正に行われ、かつ、適正な償還計画が策定されていることとし、次のとおり取り扱うこと。

ア 学校法人の資産状況について、開設年度の前々年度の末日における負債率（総資産額に対する前受金を除く総負債額（設置経費等に借入金を充てる場合にあっては、当該借入金を含む。）の割合をいう。）（以下単に「負債率」という。）が 0.25 以下であり、かつ、既設の学校等のための負債に係る償還計画において、開設年度の初日の属する年の三年前の年の四月一日の属する年度から完成年度までの各年度における負債償還率（借入金等返済支出から短期借入金（当該借り入れを行う年度内に償還期限が到来するものに限る。）に係る支出を控除したものの額と借入金等利息支出の額との合計額が帰属収入の額に占める割合をいう。）が 0.2 以下であること。

イ 開設年度の前々年度及び開設年度の初日の属する年の三年前の年の四月一日の属する年度において帰属収入の額が消費支出の額を上回っており、かつ、開設年度の前年度から完成年

度までの各年度において帰属収入が消費支出を上回る見込みがあると認められる場合には、第二の四の（四）のアの規定にかかわらず、負債率は、〇・三三以下であること。

ウ 校地の再評価（校地について時価による評価を行い、当該校地の価額を改定することをいう。）を行った後の総資産額により算出した場合における負債率が〇・二五以下である場合には、第二の四の（四）のアの規定の適用については、負債率は、〇・二五以下であるとみなすこと。この場合において、再評価後の価額は、鑑定評価額によるものとする。ただし、当該価額の計算の方法及び根拠が明確である場合に限り、路線価その他の資料に基づく時価を基準として申請者が評価した価額によることができる。

エ 余裕金等により借入金の償還期限を繰り上げて償還を行った場合であって、借入金等返済支出から当該借入金の元本に相当する金額を控除した額により算出した場合における負債償還率が〇・二以下であるときは、第二の四の（四）のアの規定の適用については、負債償還率は、〇・二以下であるとみなすこと。

(五) 偽りその他不正の手段により私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）の規定による補助金（以下第二の四の（五）において単に「補助金」という。）の交付を受け、又は補助金の他の用途への使用その他補助金の交付条件に違反したことにより、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第十八条又は第十九条（日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による返還又は納付を命ぜられた場合、その履行を完了していること。

(六) 学校等の管理運営において、適正を欠く事実がないこと。この場合において、既設の学校等の管理運営の状況に関し、次に掲げる事項に留意する。

ア 法令の規定、当該規定による処分及び寄附行為に基づく登記、届出、報告等の適正な実施
イ 役員間、教職員間又はこれらの者の間における訴訟その他の紛争

ウ 日本私立学校振興・共済事業団からの借入金の償還（利息及び延滞金の支払を含む。）又はその徴収する掛金若しくは公租公課の支払の状況

エ インターネットの利用その他の適切な方法による財務情報の公表の状況

(七) 短期大学又は短期大学の学科（以下第二の四の（七）において「短期大学等」という。）を廃止して、その教員組織、施設及び設備を基に、新たに大学等を設置する場合であって、当該大学等の入学定員が当該廃止に係る短期大学等の入学定員の百分の百十以下であるときは、以下のとおり取り扱うこと。

ア 第二の一の（三）において準用する第一の一の（九）の規定にかかわらず、施設及び設備の整備に要する経費については、施設及び設備の状況が教育研究に支障がないと認められる場合には、標準設置経費額を下回ることができること。

イ 第二の一の（三）のイの規定は、当該転共用に係る施設及び設備の整備のためにした借入金については、適用しないこと。

ウ 第二の四の（四）のアの規定にかかわらず、負債率は、設置経費等に借入金を充てない場合には、〇・三三以下であること。

五 その他

(一) 文部科学大臣は、第二の規定に基づく認可の審査については、申請者が、私立学校法第三十一条第一項の申請又は同法第四十五条の申請若しくは届出（私立学校法施行規則（昭和三十五年文部省令第十二号）第四条の三第一項第一号の事項に関する届出に限る。）において、偽りその他不正の行為のあった者であって、当該行為が判明した日から起算して五年以内で相当と認める期間（第二の五の（二）において「特定期間」という。）を経過していないものである場合には、当該認可をしないこと。

(二) 第二の五の（二）の規定の適用を受けた者が、特定期間を経過した後に申請をする場合は、再発の防止のために必要な措置が講じられていること。

第三 都道府県知事の所轄に属する学校法人が大学等を設置する場合に係る寄附行為の変更等を認可する場合

都道府県知事の所轄に属する学校法人が大学等を設置する場合に係る寄附行為の変更及び私立学校法第六十四条第四項の法人が大学等を設置する場合に係る組織変更の認可については、次の基準によって審査する。

一 校地並びに施設及び設備について

校地並びに施設及び設備については、第二の一の規定を準用すること。

二 経営に必要な財産について

経営に必要な財産については、第二の二の規定を準用すること。

三 役員等について

役員等については、第二の三の規定を準用すること。

四 既設校等について

既設校等については、第二の四（（一）から（三）まで及び（七）を除く。）の規定を準用すること。

五 その他

その他については、第二の五の規定を準用すること。この場合において、当該規定中「第二」とあるのは「第三」と、「第一項の申請」とあるのは「第一項の申請（文部科学大臣への申請に限る。）」と、「届出」とあるのは「文部科学大臣への届出」と読み替えるものとする。

第四 文部科学大臣の所轄に属する学校法人が学部等を設置する場合に係る寄附行為の変更を認可する場合

文部科学大臣の所轄に属する学校法人が学部等を設置する場合に係る寄附行為の変更の認可については、次の基準によって審査する。ただし、当該学部等の設置が大学等の教育研究条件の向上又は学校法人の運営の改善のために必要かつ適切と認められる特別の事情があり、かつ、学部等の施設及び設備の整備のために要する経費の支出が、学校法人にとって過大な負担とならないと認められる場合には、校地並びに施設及び設備に係るこれらの基準を弾力的に取り扱うことができることとする。

一 校地並びに施設及び設備について

校地並びに施設及び設備については、第二の一の規定を準用すること。この場合において、第二の一の（二）中「設置経費及び開設年度の経常経費（以下「設置経費等」という。）」とあるのは「設置経費」と、「当該設置経費等」とあるのは「当該設置経費」と、第二の一の（三）において準用する第一の一の（一）中「大学等の校地」とあるのは「学部等の校地」と、第二の一の（三）において準用する第一の一の（二）のイ中「独立大学院大学（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第六十八条に定める大学をいう。以下同じ。）」とあるのは「大学院」と、第二の一の（三）において準用する第一の一の（二）のウ中「大学等」とあるのは「学部等」と、第二の一の（三）において準用する第一の一の（四）のイ中「独立大学院大学」とあるのは「大学院」と、第二の一の（三）において準用する第一の一の（八）及び（九）中「大学等（独立大学院大学を除く。）」とあるのは「学部等（大学院を除く。）」と、「独立大学院大学」とあるのは「大学院」と、第二の一の（三）中「設置経費等」とあるのは「設置経費」と読み替えるものとする。

二 経営に必要な財産について

経営に必要な財産については、第一の二（（二）及び（四）を除く。）の規定を準用すること。この場合において、第一の二の（一）中「大学等」とあるのは「学部等」と、「独立大学院大学」とあるのは「大学院」と読み替えるものとする。

三 役員等について

役員等については、第二の三の規定を準用すること。

四 既設校等について

既設校等については、第二の四の規定を準用すること。この場合において、第二の四の（四）の

ア中「開設年度の前々年度の末日」とあるのは「開設年度の前々年度の末日又は開設年度の前年度の五月三十一日までの間において申請者が定める日」と読み替えるものとする。

五 その他

その他については、第二の五の規定を準用すること。この場合において、当該規定中「第二」とあるのは「第四」と読み替えるものとする。

第五 設置者の変更に係る文部科学大臣の所轄に属する学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更を認可する場合

設置者の変更に係る文部科学大臣の所轄に属する学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可については、次の基準によって審査する。ただし、設置者の変更は、大学等の組織又は校地並びに施設及び設備の同一性を保持しつつ行われるものであることを要し、当該変更後の財務状況等を勘案し、負債償還率等に係るこれらの基準を弾力的に取り扱うことができることとする。

一 設置者の変更により大学等の設置者となる学校法人の寄附行為の認可について

第一（一の（七）及び（八）並びに二の（二）及び（三）を除く。）の規定を準用すること。この場合において、第一の二の（四）中「開設年度」とあるのは「開設年度の翌年度」と、第一の四中「第一」とあるのは「第五」と読み替えるものとする。

二 設置者の変更により大学等の設置者となる学校法人の寄附行為の変更の認可について

第二（一の（三）において準用する第一の一の（七）及び（八）並びに二の（三）において準用する第一の二の（三）を除く。）の規定を準用すること。この場合において、第二の二の（三）において準用する第一の二の（四）中「開設年度」とあるのは「開設年度の翌年度」と、第二の五中「第二」とあるのは「第五」と読み替えるものとする。

三 設置者の変更により大学等の設置者でなくなる学校法人の寄附行為の変更（所轄庁が都道府県知事に変更となる場合を除く。）の認可について

第二の三及び四の（一）の規定を準用すること。

第六 その他

一 文部科学大臣は、第一から第三までの規定に基づく認可をしたときは、申請者の同意を得て、当該認可に係る大学等の校地並びに施設及び設備に関する事項の概要及び第六の二に規定する事項その他必要な事項をインターネットの利用その他適切な方法により公表すること。

二 文部科学大臣は、第一から第四までの規定に基づく認可を受けた者が、当該認可に係る大学等及び学部等の設置に関する計画（第六の三において単に「計画」という。）を履行するに当たって留意すべき事項（第六の三において単に「留意事項」という。）があると認めるときは、当該者に対し、当該事項の内容を通知すること。

三 文部科学大臣は、第一から第四までの規定に基づく認可に係る計画及び留意事項の履行の状況及び学校法人の経営の実態を確認するため必要があると認めるときは、書類、実地等による調査を実施すること。

附 則

本告示による改正後の第二の四の（四）のア（第三の四、第四の四及び第五の二において準用する場合を含む。）の規定中負債率を算出する日に係る部分は、平成二十一年度を開設年度とする申請の審査から適用し、平成二十年度を開設年度とするものについては、なお従前の例による。

附 則（平成十九年五月一日文部科学省告示第六十八号）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示による改正後の学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準の規定は、平成二十年度を開設年度とする申請の審査から適用する。

附 則（平成二十一年三月二日文部科学省告示第三十号）

この告示は、公布の日から実施する。

附 則（平成二十一年五月十五日文部科学省告示第八十一号）
この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十二年二月二十六日文部科学省告示第三十九号）
この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十三年二月二十五日文部科学省告示第二十七号）
この告示は、平成二十三年三月一日から施行する。

附 則（平成二十四年二月二十八日文部科学省告示第二十七号）
この告示は、平成二十四年三月一日から施行する。

附 則（平成二十五年二月二十八日文部科学省告示第十九号）
この告示は、平成二十五年三月一日から施行する。

附 則（平成二十六年二月二十六日文部科学省告示第十八号）
この告示は、平成二十六年三月一日から施行する。

別表第一 標準設置経費額（第一の一の（九）、第二の一の（三）、第三の一及び第四の一関係）

一 大学

（一） 収容定員が四〇〇人（医学関係及び歯学関係にあっては四八〇人）の場合

（単位…百万円）

経費の区分	学部の種類				
	人文科学関係 又は社会科学 関係	自然科学関係 （医学関係及 び歯学関係を 除く。）	その他	医学関係 （うち附属病 院分）	歯学関係 （うち附属病 院分）
施設の整備に 要する経費	四七八	九七六	六四七	一一、九五二 （九、五四二）	三、三九九 （一、七八一）
設備の整備に 要する経費	三五	七〇〇	一三七	六、六七二 （四、九六九）	一、七六二 （六四四）
合計	五一三	一、六七六	七八四	一八、六二四 （一四、五一一）	五、一六一 （二、四二五）

備考

一 標準設置経費額は、施設の整備に要する経費の額と設備の整備に要する経費の額とを合計して得た額とする。この場合において、各経費の区分ごとに、それぞれこの表に定める額（大学設置基準第四十五条第一項に規定する共同学科（以下「大学の共同学科」という。）を置く学部にあつては、当該学部における大学の共同学科以外の学科を一の学部とみなしてこの表を適用して得られる額に、第九号の規定により得られる大学の共同学科に係る標準設置経費額を加えた額）以上であることを要する。（別表第一の一の（二）の表において同じ。）

二 施設の整備に要する経費には、建築工事費のほか、給排水、衛生ガス、冷暖房、電気通信その他の建築附帯工事費を含む。（以下別表第一において同じ。）

三 設備の整備に要する経費には、図書等の整備に要する経費を含まない。（以下別表第一において同じ。）

四 この表に掲げる学部の種類は、大学設置基準別表第一又は第三に掲げる学部の種類の例による。この場合において、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれおおむね当該各号に定める学部の種類を含むものとする。（別表第一の一の（二）の表において同じ。）

ア 人文科学関係又は社会科学関係 文学関係、法学関係、経済学関係及び社会学・社会福祉学関係

イ 自然科学関係（医学関係及び歯学関係を除く。） 理学関係、工学関係、農学関係、獣医学関係及び薬学関係

ウ その他 教育学・保育学関係、家政関係、美術関係、音楽関係、体育関係及び保健衛生学関係

エ 医学関係 医学関係

オ 歯学関係 歯学関係

五 八〇〇人未満で四〇〇人以外の収容定員の場合における標準設置経費額は、次の各号に掲げる経費の区分に応じ、この表に定める額に、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を合計した額とする。

ア 施設の整備に要する経費 収容定員が四〇〇人の場合の基準校舎面積に対する当該四〇〇人以外の収容定員の場合の基準校舎面積の割合

イ 設備の整備に要する経費 四〇〇人に対する当該四〇〇人以外の収容定員の割合

六 大学の共同学科を置く学部にあつては、八〇〇人未満で四〇〇人以外の収容定員の場合における標準設置経費額は、前号の規定にかかわらず、当該学部における大学の共同学科以外の学科を一の学部とみなしてこの表を適用して得られる額にそれぞれ前号ア及びイに定める割合を乗じて得た額を合計した額に、第九号の規定により得られる大学の共同学科に係る標準設置経費額を加えた額とする。

七 前号において、基準校舎面積とは、第四号の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に含まれる学部の種類（ただし、第四号のウについては、当分の間、教育学・保育学関係を除く。）による大学設置基準別表第三のイ又はロの表に定める基準校舎面積のうち、その面積が最小である当該面積をいう。（別表第一の一の（二）の表において同じ。）

八 学部の学科に係る標準設置経費額は、学部の収容定員（共同学科を置く学部にあつては、当該学部における大学の共同学科以外の学科の収容定員）に対する当該学科の収容定員の割合により算出した額とする。（別表第一の一の（二）の表において同じ。）

九 前号の規定にかかわらず、大学の共同学科に係る標準設置経費額は、それぞれの大学に置く当該共同教育課程を編成する学科を合わせて一の学部とみなしてその収容定員の別に応じこの表若しくは第五号又は別表第一の一の（二）の表若しくは備考を適用して得られる額（以下この号において「全体標準設置経費額」という。）をこれらの学科に係る収容定員の割合に応じて按分した額とする。ただし、それぞれの大学に置く当該共同教育課程を編成する学科に係る施設及び設備の整備に要する経費を合計した額が、全体標準設置経費額を超え、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、この限りでない。（別表第一の一の（二）の表において同じ。）

(二) 収容定員が八〇〇人（医学関係及び歯学関係にあつては七二〇人）の場合

(単位…百万円)

経費の区分	学部の種類				
	人文科学関係 又は社会科学 関係	自然科学関係 (医学関係及 び歯学関係を 除く。)	その他	医学関係 (うち附属病 院分)	歯学関係 (うち附属病 院分)
施設の整備に 要する経費	七一七	一、三〇九	九四五	一三、八四六 (一〇、七七〇)	三、七二九 (一、八四二)
設備の整備に 要する経費	六八	一、三九九	二七三	八、九三九 (六、三八九)	二、三九三 (六四四)
合計	七八五	二、七〇八	一、二一八	二二、七八五 (一七、一五九)	六、一三二 (二、四八六)
備考 八〇〇人を超える収容定員の場合における標準設置経費額は、次の各号に掲げる経費の区分に応じ、この表に定める額に、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を合計した額（大学の共同学科を置く学部にあつては、当該学部における大学の共同学科以外の学科を一の学部とみなしてこの表を適用して得られる額にそれぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を合計した額に、別表第一の一の（一）の表備考第九号の規定により得られる大学の共同学科に係る標準設置経費額を加えた額）とする。					
ア 施設の整備に要する経費 収容定員が八〇〇人の場合の基準校舎面積に対する当該八〇〇人を超える収容定員の場合の基準校舎面積の割合					
イ 設備の整備に要する経費 八〇〇人に対する当該八〇〇人を超える収容定員の割合					

二 短期大学

(一) 収容定員が一〇〇人の場合

(単位…百万円)

経費の区分	学科の種類		
	人文科学関係又は社会科学関係	自然科学関係	その他
施設の整備に要する経費	二三二	三一三	二五六
設備の整備に要する経費	-0	二-0	四二
合計	二四二	五二三	二九八
備考			
<p>一 標準設置経費額は、施設の整備に要する経費の額と設備の整備に要する経費の額とを合計して得た額とする。この場合において、各経費の区分ごとに、それぞれこの表に定める額以上であることを要する。(別表第一の二の(二)の表において同じ。)</p> <p>二 この表に掲げる学科の種類は、短期大学設置基準別表第一又は第二に掲げる学科の種類による。この場合において、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれおおむね当該各号に定める学科の種類を含むものとする。(別表第一の二の(二)の表において同じ。)</p> <p>ア 人文科学関係又は社会科学関係 文学関係、法学関係、経済学関係及び社会学・社会福祉学関係</p> <p>イ 自然科学関係 理学関係、工学関係及び農学関係</p> <p>ウ その他 教育学・保育学関係、家政関係、美術関係、音楽関係、体育関係及び保健衛生学関係</p> <p>三 一五〇人以下で一〇〇人以外の収容定員の場合における標準設置経費額は、次の各号に掲げる経費の区分に応じ、この表に定める額に、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を合計した額とする。</p> <p>ア 施設の整備に要する経費 収容定員が一〇〇人の場合の基準校舎面積に対する当該一〇〇人以外の収容定員の場合の基準校舎面積の割合</p> <p>イ 設備の整備に要する経費 一〇〇人に対する当該一〇〇人以外の収容定員の割合</p> <p>四 前号において、基準校舎面積とは、第二号の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に含まれる学科の種類(ただし、第二号のウについては、当分の間、教育学・保育学関係を除く。)による短期大学設置基準別表第二のイの表に定める基準校舎面積のうち、その面積が最小である当該面積をいう。(別表第一の二の(二)の表において同じ。)</p> <p>五 第一号及び第三号並びに別表第一の二の(二)の規定にかかわらず、短期大学設置基準第三十八条第一項に規定する共同学科(以下「短期大学の共同学科」という。)に係る標準設置経費額は、それぞれの短期大学に置く当該共同教育課程を編成する学科を合わせて一の学科とみなしてその収容定員の別に応じこの表若しくは第三号又は別表第一の二の(二)の表若しくは備考を適用して得られる額(以下この号において「短期大学全体標準設置経費額」という。)をこれらの学科に係る収容定員の割合に応じて按分した額(以下この号において「短期大学別標準設置経費額」という。)以上であることを要する。ただし、それぞれの短期大学に置く当該共同教育課程を編成する学科に係る施設及び設備の整備に要する経費を合計した額が、短期大学全体標準設置経費額を超え、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、この限りでない。</p>			

(二) 収容定員が二〇〇人の場合

(単位…百万円)

経費の区分	学科の種類		
	人文科学関係又は 社会科学関係	自然科学関係	その他
施設の整備に要する経費	二七五	三九〇	三〇九
設備の整備に要する経費	二一	四二〇	八二
合計	二九六	八一〇	三九一
<p>備考 一五〇人を超える二〇〇人以外の収容定員の場合における標準設置経費額は、次の各号に掲げる経費の区分に応じ、この表に定める額に、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を合計した額とする。</p> <p>ア 施設の整備に要する経費 収容定員が二〇〇人の場合の基準校舎面積に対する当該二〇〇人以外の収容定員の場合の基準校舎面積の割合</p> <p>イ 設備の整備に要する経費 二〇〇人に対する当該二〇〇人以外の収容定員の割合</p>			

三 高等専門学校

(単位…百万円)

経費の区分	収容定員	
	二〇〇人の場合	四〇〇人の場合
施設の整備に要する経費	四七八	六二一
設備の整備に要する経費	二六〇	五一九
合計	七三八	一、一四〇
<p>備考</p> <p>一 標準設置経費額は、施設の整備に要する経費の額と設備の整備に要する経費の額とを合計して得た額とする。この場合において、各経費の区分ごとに、それぞれこの表に定める額以上であることを要する。</p> <p>二 この表は、高等専門学校の学科の種類を問わず、適用する。</p> <p>三 四〇〇人未満で二〇〇人以外の収容定員の場合における標準設置経費額は、次の各号に掲げる経費の区分に応じ、この表に定める額に、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を合計した額とする。</p> <p>ア 施設の整備に要する経費 収容定員が二〇〇人の場合の基準校舎面積（高等専門学校設置基準第二十四条第二項に定める校舎面積（学級数は、第五条第二項に定める標準学級数とする。）をいう。以下別表第一の三の表において同じ。）に対する当該二〇〇人以外の収容定員の場合の基準校舎面積の割合</p> <p>イ 設備の整備に要する経費 二〇〇人に対する当該二〇〇人以外の収容定員の割合</p> <p>四 四〇〇人を超える収容定員の場合における標準設置経費額は、次の各号に掲げる経費の区分に応じ、この表に定める額に、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を合計した額とする。</p> <p>ア 施設の整備に要する経費 収容定員が四〇〇人の場合の基準校舎面積に対する当該四〇〇人を超える収容定員の場合の基準校舎面積の割合</p> <p>イ 設備の整備に要する経費 四〇〇人に対する当該四〇〇人を超える収容定員の割合</p>		

別表第二 標準経常経費額（第一の二の（一）、第二の二、第三の二及び第四の二関係）

（単位…千円）

経費の区分	額の計算方法
人件費	教員数×八、六〇〇+職員数×六、一〇〇
人件費以外の経常経費	人件費×〇・五（医学関係にあつては、人件費×〇・七）
備考	
<p>一 標準経常経費額は、人件費の額と人件費以外の経常経費の額とを合計して得た額とする。</p> <p>二 教員数は、大学等の種類の別に応じて大学設置基準等の定める専任教員の数とする。ただし、第一の二の（一）のただし書きに規定する場合（開設時に複数の学年の学生を受け入れる場合を除く。）において、大学及び修業年限が三年である短期大学が行うときは、当該教員数に、大学にあつては二分の一、修業年限が三年の短期大学にあつては三分の二を乗じて得た数をもって教員数に代えることができる。</p> <p>三 職員数は、大学等の種類の別に応じて大学設置基準等の定める専任教員の数に、次の各号に掲げる学部等（大学院又は研究科を除く。）の別に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た数とする。</p> <p>ア 学部（医学又は歯学に関するものを除く。） 五分の四</p> <p>イ 医学に関する学部 三</p> <p>ウ 歯学に関する学部 五分の六</p> <p>エ 短期大学又は高等専門学校の学科 五分の三</p> <p>四 大学の共同学科に係る標準経常経費額は、それぞれの大学に置く当該共同教育課程を編成する学科について大学設置基準第四十六条により算定された大学別専任教員数をこの表に適用して得られる額（以下「大学別標準経常経費額」という。）とする。ただし、それぞれの大学に置く当該共同教育課程を編成する学科に係る経常経費を合計した額が、それぞれの大学に置く当該共同教育課程を編成する学科を合わせて一の学部とみなして大学設置基準第四十六条により算定された全体専任教員数をこの表に適用して得られる額を超え、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、この限りでない。</p> <p>五 短期大学の共同学科に係る標準経常経費額は、それぞれの短期大学に置く当該共同教育課程を編成する学科について短期大学設置基準第三十九条により算定された短期大学別専任教員数をこの表に適用して得られる額（以下「短期大学別標準経常経費額」という。）とする。ただし、それぞれの短期大学に置く当該共同教育課程を編成する学科に係る経常経費を合計した額が、それぞれの短期大学に置く当該共同教育課程を編成する学科を合わせて一の学科とみなして短期大学設置基準第三十九条により算定された全体専任教員数をこの表に適用して得られる額を超え、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、この限りでない。</p>	